

第3章 子育て・児童

I 主な相談機関

1 主な相談窓口

区役所・宮城総合支所（子供家庭総合相談）

電話→ **P108**

子育てについて悩んでいる、子どもの発育や発達について相談したい、ひとり親家庭で困っている、家庭内のことを誰に相談したらよいかわからない等、子どもや家庭の保健や福祉に関する相談に総合的に応じます。

- 業務内容**
- ①家庭児童に係る相談
 - ②母子家庭・父子家庭及び寡婦に係る相談
 - ③婦人保護に係る相談
 - ④母子保健に係る相談
 - ⑤その他子どもと家庭に係る相談

利用方法 来所、電話

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係）

児童相談所

電話 **718-2580**（相談専用）
イチハヤク
 または虐待対応ダイヤル「**189**」

児童福祉法に基づき、18歳未満の児童（子ども）の問題について相談に応じる相談援助機関です。家庭その他からの相談に応じ、子どもの有する問題や環境、状況等を的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図り、その権利を擁護することを目的としています。

- 業務内容**
- ①子どもの養育等（養育困難、虐待、非行等）に関する相談・指導・援助
 - ②児童福祉施設への入所、里親委託措置
 - ③子どもの一時保護

相談方法 電話及び来所（予約制）による相談です。
 上記専用電話をご利用ください。

相談時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

（なお、虐待の通告など緊急の場合は、夜間・休日も受け付けます。）

所在地 〒981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1 電話 219-5111（代） FAX 219-5118

親子こころの相談室

家庭や保育場面・学校での子どもの行動面の心配、育児の不安等について児童心理司、保健師等が相談をお受けします。必要に応じて嘱託医による相談や医療機関等についての情報提供も行います。

相談方法 来所（予約制）による相談です。あらかじめお電話ください。

相談時間 月～金曜日 8：30～17：00（祝日・年末年始を除く）

所在地 〒981-0908 青葉区東照宮一丁目18-1（児童相談所内）

電話 219-5220 FAX 718-2539

こども若者相談支援センター

電話 **214-8602・8848**

子どもや若者、子育て家庭に関する相談に応じるとともに、青少年の健全育成及び非行防止を図るため、様々な活動を展開しています。

業務内容 ①相談活動

(1) 面接相談(要予約)：面接による子育ての不安や悩み、青少年自身の悩みに関する相談です。
月～金曜日 8：30～18：00(祝日・年末年始を除く)

電話 214-8602

(2) 子育て何でも電話相談：電話による子育てに関する悩み相談です。
月～金曜日 8：30～17：00(祝日・年末年始を除く)

電話 216-1152

(3) 子ども若者電話相談：電話による子どもや若者の悩み相談です。
24時間・365日

電話 0120-783-017(フリーダイヤル)

(4) ヤングケアラー相談：電話によるヤングケアラーの悩み相談です。
24時間・365日

電話 0120-783-017(フリーダイヤル)

※「子ども若者電話相談」の中で相談をお受けします。

(5) 子ども若者メール相談：上記(2)(3)(4)の相談をメールで受け付けます。

※ 詳細は「仙台市メール相談」で検索またはQRコード→



②ふれあい広場・就労支援活動

学校に行けない、日中の安定した居場所が欲しいなど、小学校高学年～概ね20歳の青少年のための通所スペースです。

高校での学び直しに関する就学相談や、仕事探しのサポートのための就労相談も行っています。

月～金曜日 9：30～16：00(祝日・年末年始を除く)

③街頭指導活動

市内繁華街や中学校区ごとの地域を巡回し、青少年への声かけを通して、非行の未然防止や早期発見、早期指導を行っています。

④青少年健全育成団体等支援活動

⑤広報啓発活動

青少年健全育成を目的とした講演会、セミナーの開催及び市政出前講座等を行っています。

所在地 〒980-0012 青葉区錦町一丁目3-9(仙台市役所錦町庁舎2階) FAX 262-4761

保育所等地域子育て支援センター・支援室

電話→ P114

地域の子育て家庭が、「喜び」と「ゆとり」を持って子育てができるよう、保育所等では子育てに関する専門的な機能を生かし、気軽に利用できる育児支援事業を行っています。

事業内容 ①子育て家庭の交流の場の提供と交流の促進

施設を開放したり、子育て家庭同士が交流する場を設けます。

②子育て等に関する相談、援助の実施

来所や電話等による相談、また体験保育(遊びや食事等)を通して育児相談、援助を行います。

③地域の子育て関連情報の提供

「子育て通信」等の発行により、子育てや生活に関する情報・地域の保育資源の情報をお知らせします。

④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

各種の育児講座、食事講座等を開催します。

開所時間 支援センター：おおむね 9：00～17：00 ※ 詳しくは各施設にお問い合わせください。

支援室：平日 9：00～15：00

幼稚園及び認定こども園における地域子育て支援事業

子ども達が健やかに育ち、かつ、子育て中の保護者が安心して子育てができる地域環境や家庭環境の整備、並びに地域の子育て支援機能の充実を目的とし、一部の幼稚園及び認定こども園で相談事業や講演会の開催などを行います。

事業内容 ①子育てに関する相談及び情報の提供

②子育て公開講座・講演会等の開催

③主に未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供

④そのほか地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力の向上等を目的とした事業

※ 事業内容や回数は各園により異なります。詳しくはお近くの幼稚園及び認定こども園にお問い合わせください。

児童館地域子育て支援室

電話→ P115

地域の子育て家庭が、「喜び」と「ゆとり」を持って子育てができるよう、児童館で気軽に利用できる支援事業を行います。実施施設については、P114をご覧ください。

事業内容 子育て家庭の交流の場の提供

施設を開放したり、子育て家庭同士が交流する場を設けます。

※ 未就学児のご利用には保護者の同伴が必要となります。

開所時間 月～金曜日 9:00～18:00、土曜日 9:00～17:00

(日曜、祝日、年末年始を除く)

のびすく（子育てふれあいプラザ等）

電話→ P115

乳幼児とその家族を対象とした子育て支援施設です。乳幼児親子の交流の場の提供や、乳幼児の一時預かり、子育てに関する様々な情報の提供、親子で楽しめるイベントなどを行っています。また、保育士などのスタッフや、専門の相談員「のびすく子育てコーディネーター（NoKoCo）」が、子育てに関する悩みごとや困りごとについての相談をお受けしています。

名称	開所時間	休館日
のびすく仙台	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	月曜日、祝日の翌日 (土、日、祝日は開館)、 年末年始
のびすく宮城野	9:00～18:00 (土曜日は17:00まで) 乳幼児一時預かりは17:30まで (土曜日は16:30まで)	日曜日、祝日、 年末年始
のびすく若林	9:00～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	月曜日、祝日の翌日 (土、日、祝日は開館)、 年末年始
のびすく長町南	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	
のびすく泉中央	9:30～17:00 乳幼児一時預かりは16:30まで	

ひとり親家庭等相談支援センター

ひとり親家庭の方などからの相談を受け、経済的自立や生活の安定に向けた支援を行います。

業務内容 ①母子家庭の母、父子家庭の父等に対する就業相談、生活相談、専門（法律等）相談

②就職準備や離転職に関するセミナー、技能や資格を習得するための就業支援講習会の開催

③母子家庭の母、父子家庭の父等に対する就業や生活に関する情報の提供

④母子家庭の母等が養育費の取り決めの手続き等のために家庭裁判所等へ行く際の同行支援

※①の専門（法律等）相談、②、④は仙台市母子家庭相談支援センターのみ実施。

※①の生活相談は仙台市父子家庭相談支援センターのみ実施。

(1) 仙台市母子家庭相談支援センター

相談時間 水～土曜日 9:00～17:00、火曜日 11:00～19:00

(祝日、休館日、年末年始を除く) ※ 面接相談は要予約

所在地 〒980-6128 仙台市青葉区中央1丁目3-1 アエル29階 (エル・ソーラ仙台内)

電話 212-4322 FAX 268-3911

(2) 仙台市父子家庭相談支援センター

相談時間 電話相談：月～金曜日 18:00～20:00

Eメール相談：随時、返信はセンターの開所時間(祝日、年末年始を除く)

所在地 〒980-0802 仙台市青葉区二日町6-6 シャンポール青葉2階 (パーソナルサポートセンター内)

電話 302-3663 FAX 395-6268 メール kosodate@personal-support.org

せんだいみやぎ 子ども・子育て相談

「面談では相談しにくい」「友だちや家族には相談できない」など、子育て・家庭・親子関係などの悩みを持つ方が気軽に相談できるよう、LINEを活用した相談窓口を開設しています。相談料は無料です。

対象 仙台市内にお住まいの子ども及びその保護者など

受付期間 月～土曜日 9:00～20:00 (年末年始除く)

登録方法 右記に記載されている二次元コードをLINEアプリで読み取り、「せんだいみやぎ子ども・子育て相談」を友だちに追加してください。



所在地 〒980-0011 青葉区上杉一丁目5番12号 こども家庭保健課

電話 022-214-8606

2 主な相談事業**助産師による妊産婦電話相談**

妊娠・出産・育児(授乳)に不安のある妊産婦の相談に、助産師が応じます。

相談時間 月・水・金 13時～19時(祝休日・年末年始を除く)

問合せ先 090-1060-2232

訪問型子育て支援事業

担当の保育士が、ご家庭に訪問して育児相談に応じるなどの支援事業を行っています。

対象 家庭で子育て中の保護者

事業内容 ①子育てのノウハウの紹介

②育児相談

③遊び場の紹介

④公共育児サービスのご案内

利用方法 実施保育所へ直接電話で申し込んでください。(電話受付：平日 9:30～15:00)

実施保育所(申込・問合せ先)

名称	電話(FAX)
支倉保育所(青葉区)	090-2270-5190(261-3278)
落合保育所(青葉区)	090-9531-4818(391-1525)
高砂保育所(宮城野区)	080-1845-5190(258-0019)
蒲町保育所(若林区)	080-1810-1920(285-0755)
向山保育所(太白区)	090-7065-1920(225-2567)
長命ヶ丘保育所(泉区)	080-1676-5190(378-0220)

子どものこころの相談室電話→ **P108**

子どもと保護者のこころのケアについて、児童精神科医または臨床心理士などの専門スタッフが相談に応じます。

対象 仙台市内に居住する18歳未満の子どもと保護者

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）

宮城県こども夜間安心コール 電話#8000（または212-9390）

夜間に、子どもの急な発熱やけがなどで応急処置などの対応方法を知りたい場合、看護師による電話相談を行っています。

対象 概ね15歳未満の子どもの保護者等

相談時間 毎日19:00～翌日8:00

電話番号 ①プッシュ回線の固定電話・携帯電話 電話 #8000

②プッシュ回線以外の固定電話 電話 212-9390

問合せ先 宮城県保健福祉部医療政策課

子どもの人権110番 電話0120-007-110（フリーダイヤル）

仙台法務局の専用電話相談です。いじめ、体罰、不登校、虐待等子どもの人権に関する相談に応じています。

相談時間 月～金曜日 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）

インターネット人権相談窓口 <http://www.jinken.go.jp/>（パソコン・携帯電話・スマートフォン共通）

LINE人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html（法務省ホームページに利用案内があります）

いじめ110番電話**221-7867**

宮城県警察本部の少年のいじめや悩みについての相談電話です。

相談時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET（イスケット） 電話0120-303-836（フリーダイヤル）

法律や心の専門家などが、学校とは違う立場で、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に応じます。

対象 仙台市内に居住、または仙台市立の学校に在籍する児童生徒と保護者

相談時間 月・水・木・土10:00～17:00 火・金12:00～19:00（日・祝日・年末年始を除く）

所在地 〒980-0803 青葉区国分町二丁目14-18 定禅寺パークビル3階

メール相談 s-ket@city.sendai.jp

少年相談電話電話**222-4970**

宮城県警察本部の少年非行や少年の問題行動についての相談電話です。

相談時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

少年サポートセンターせんだい電話**266-8655**

少年非行や少年の問題に関する相談に応じています。

相談時間 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

母子・父子家庭等電話相談電話**295-0013**

相談時間 9:00～17:00（火・土曜日、祝日、年末年始を除く）※日曜日も相談を受けます。

問合せ先 宮城県母子・父子福祉センター

妊娠等に関する相談

思いがけない妊娠など、妊娠についての悩みを抱えている方への相談窓口です。

利用方法 ①LINE相談：LINEアプリで下記の二次元コードを読み取るか「せんだい妊娠ほっとライン」（ID：

@215cjgku) を友だち追加して相談内容を送信



②各区・総合支所での電話及び面接相談

受付時間 ①毎日 17:00~22:00 (祝日・年末年始可)

②月~金曜日 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)

問合せ先 ①事業に関するお問い合わせはこども家庭保健課

電話 214-8606

②各区役所家庭健康課(母子保健係)、各総合支所保健福祉課(保健係) →P108

みやぎ・せんだい不妊・不育専門相談センター 電話728-5225

認定看護師等による相談窓口を設け、不妊・不育症に関する不安や悩み、情報提供等の相談に応じます。

相談方法 電話及び面接相談(無料) ※ 面接相談は、事前に電話で予約願います。

相談時間 水曜日 9:00~10:00 木曜日 15:00~17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1 (東北大学病院内)

小慢さぼーとせんたー 電話273-6008

自立支援員と心理士による相談窓口を設け、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の悩みや不安などに関する相談・支援を行います。

相談方法 電話及び面接相談 ※ 面接相談は、事前に電話で予約願います。

相談時間 月~金曜日 10:00~12:00、13:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)

所在地 〒980-8574 青葉区星陵町1-1 (東北大学病院内)

II 主な施策・事業

1 手当・助成

児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前の児童の父母等に手当を支給する制度です。

手当額

支給対象		月額(1人あたり)
3歳未満(3歳の誕生日の属する月まで)		15,000円
3歳~小学生	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限限度額以上の方(0歳から中学生まで一律)		5,000円
所得上限限度額以上の方(0歳から中学生まで一律)		支給なし

受給資格者 児童を監護(面倒を見ること)し、かつ、生計を同じくする父母、未成年後見人、里親等

※ 原則として国内に居住する児童が対象となります。

※ 支給対象となる児童が児童福祉施設に入所している場合等は、当該施設の設置者等が受給者となります。

※ 公務員の方は、所属庁からの支給となります。ただし、里親の場合、所属長ではなく仙台市からの支給となります。

問合せ先 各区役所保育給付課(子育て給付係)、宮城総合支所保健福祉課(保育給付係)、秋保総合支所保健福祉課(福祉係) →P108

子ども医療費助成

仙台市に居住する0歳～中学3年生までのお子さんに、保険診療の自己負担相当分から、利用者一部負担金を除いた額を助成します。

受給資格 ①生活保護を受けていないこと

②医療保険各法に規定する給付を受けることができる者であること

③中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていないこと

助成範囲と利用者一部負担金

年齢・学年	受給者証の色	利用者一部負担金額	
		通院	入院
0歳～未就学児	ピンク	なし	なし
小学1年生～中学3年生	ピンク	初診・初検時500円	1日500円（1入院10日分限度）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係） [→P108](#)

出産・子育て応援給付金

（1）出産応援給付金

令和4年4月1日以降に妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦の方等を対象に、妊婦1人につき5万円を支給します。

（2）子育て応援給付金

令和4年4月1日以降に生まれた児童を養育しており、赤ちゃん訪問（全戸訪問）を終えた方を対象に新生児1人につき5万円を支給します。

問合せ先 こども支援給付課 電話214-2134

未熟児養育医療の給付

医師により入院養育が必要であると認められた出生体重が2,000g以下などの未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。（世帯の課税額により自己負担があります。）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P108](#)

不育症検査費用助成事業

不育症検査に要する費用の一部について助成を実施します。

対象 既往流死産回数が2回以上の方

申請日現在、仙台市に住民登録がある方

対象となる検査 流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）

医療機関 厚生労働省ホームページ（先進医療を実施している医療機関の一覧）の先進医療A29番に掲載されている医療機関で検査を受けていること

助成額 1回の検査に係る費用の7割に相当する額（上限6万円）

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

2 保育

教育・保育施設等

○保育所（認可保育所）

保護者の就労や病気等で、保育が必要な児童を保育します。

（保育時間）【公立保育所】通常保育 7：15～18：15 延長保育 19：15まで

【私立保育所】通常保育 おおむね7：00～18：00 延長保育 おおむね19：00まで

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→[P108](#)

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。3歳未満児には保育を、3歳以上児には教育・保育を提供します。認定こども園では、教育利用をする場合には、教育時間の前後や夏休み中などに預かり保育を実施しています。利用料金や時間は施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。また、保育所と同様の一時預かりを実施している施設もあります。

問合せ先 保育利用の場合 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→[P108](#)
教育利用の場合 各施設

○小規模保育事業A型・B型

仙台市の認可事業として、保育の必要性のある0歳から2歳までの乳幼児を対象に、定員6名から19名までの比較的小規模な集団できめ細かな保育サービスを提供します。なお、卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。また、保育所と同様の一時預かりを実施している施設もあります。

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→[P108](#)

○家庭的保育事業・小規模保育事業C型

仙台市の認可事業として、保育の必要性のある0歳から2歳までの乳幼児を、家庭的保育者の自宅等で預かる保育サービスを提供します。家庭的保育事業は定員5名まで、小規模保育事業C型は定員10名までとなっています。なお、卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。

保育時間 おおむね7：00～18：00

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→[P108](#)

○事業所内保育事業

企業等が従業員向けに設置する保育施設のうち、設備等の基準を満たしたうえで、地域の方にも利用を開放した施設を仙台市が認可した事業です。保育の必要性のある0歳児から2歳児までの乳幼児が利用できます。なお、事業所内保育事業（地域枠）を卒園後に、保育所、認定こども園（保育所部分）を希望される場合は、利用調整において優先度を上げています。

保育時間 おおむね7：30～18：30

問合せ先 第一希望の保育施設等がある各区役所保育給付課（保育係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）→[P108](#)

○幼稚園

さまざまな遊びを中心とした教育を受け、小学校以降の生活や学習の基盤を培うことができる、3歳（一部の幼稚園に関しては利用希望日時時点で満3歳であれば利用できます。）から就学前の児童を対象とした「学校」です。私立幼稚園では、教育時間の前後や夏休み中などに預かり保育を実施しています。利用料金や時間は施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。

問合せ先 各施設

一時預かり事業

保護者の病気、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の事由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童に対する「緊急保育サービス」(2週間以内を限度)、保護者の就労、職業訓練、就学等の事由により、家庭保育が困難となる児童に対する「非定型的保育サービス」及び「継続的利用保育サービス」、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減を図るための「私的理由による保育サービス」(週3日を限度)を行っています。対象は原則として保育所等への入所の対象とはならない仙台市内に居住している健康な就学前の児童(実施施設により受入月齢が異なります)です。

実施施設(申込・問合せ先) ※網かけの電話番号は、一時預かり専用の電話番号です。

○保育所(余裕活用型を除く)

名称	電話(FAX)	名称	電話(FAX)
あっぶる愛子保育園	226-7811(226-7812)	蒲町保育所	285-0755(FAX兼用)
あさひの森保育園	233-7682(233-7764)	落合保育所	391-1525(FAX兼用)
若林どろんこ保育園	290-9457(290-9458)	富沢南なないろ保育園	307-3133(307-3158)
支倉保育所	261-3278(FAX兼用)	鶴ヶ谷希望園	251-4654(252-8130)
ワッセ森のひろば保育園	727-5271(233-0198)	福田町あしぐろ保育所	781-8011(781-8012)
長町自由の星保育園	748-0383(748-0384)	福室希望園	786-5650(786-5635)
向山保育所	225-2567(FAX兼用)	あっぶる保育園	287-8851(287-8852)
八木山あおば保育園	302-5688(302-5699)	長命ヶ丘保育所	378-6776(FAX兼用)
鹿野なないろ保育園	304-3115(304-3116)	堤町あしぐろ保育所	347-3661(347-3881)
川前ぱれっと保育園	395-8486(395-8487)	南吉成すぎのこ保育園	346-9121(346-9122)
メリーポピンズエスパル仙台ルーム	354-1330(354-1329)	六郷ぱれっと保育園	349-9735(349-9736)
岩切どろんこ保育園	253-6288	(仮称)中田なないろ保育園	399-6307(399-6308)

※ 向山保育所及び支倉保育所の2か所においては、仙台地方裁判所における裁判員候補者や裁判員等に選任された仙台市外居住者も利用可能です。

○認定こども園(余裕活用型を除く)

名称	電話(FAX)	名称	電話(FAX)
新田すいせんこども園	232-5181(232-5185)	幼保連携型認定こども園高森サーラこども園	377-0051(377-1835)
原町すいせんこども園	385-5833(385-5834)	幼保連携型認定こども園やかまし村	739-7456(739-7457)
寺岡すいせんこども園	772-0670(772-0671)	西多賀チェリーこども園	307-3380(307-3381)
ハンビの森こども園	080-5554-1178 (242-0059)	泉チェリーこども園	771-8006(374-5556)
大野田すぎのこども園	304-3715(304-4188)	幼保連携型認定こども園荒井マーヤこども園	354-0654(354-0848)
落合はぐくみこども園	391-8988(397-9352)	青葉こども園	261-6731(261-7316)
愛子すぎのこども園	797-7811(797-7822)	幼保連携型認定こども園明石南こどもの城	344-9546(344-9564)
太子堂すいせんこども園	748-7424(748-7425)	カール英会話プリスクール	748-5010(748-5013)
幼保連携型認定こども園みどりの森	234-3769(234-3783)	(仮称)みのりこども園	779-5535(779-5651)
(仮称)あそびまショーこども園	355-8741(355-8743)	(仮称)荒井あおばこども園	288-2821(288-2822)
(仮称)ちいさなこどもえん	237-0132(353-5117)	(仮称)幼保連携型認定こども園光の子	782-3617(782-3618)
(仮称)まつもりこども園	未定	(仮称)泉すぎのこども園	347-4357(347-4358)

○小規模保育事業（余裕活用型を除く）

名称	電話（FAX）	名称	電話（FAX）
ここにこハウス	255-2810（FAX兼用）	ちやいるどらんど岩切駅前保育園	255-3975（781-8905）
ぷりえ〜る保育園あらまき	276-3322（276-3344）	空飛ぶくぐら保育所	295-7057（FAX兼用）
かみすぎさくら保育園	225-6095（797-1412）	共同保育所ちろりん村	271-0797（FAX兼用）
こぶたの城おおのだ保育園	395-7064（395-7068）	苦竹ナーサリー	353-5839（353-5719）
カールリトルブリススクール	748-5011	ぽっかぽか彩保育園	352-4767（352-4837）
カール高松ナーサリー	342-8615（343-0943）		

休日保育事業

保護者が就業等により、日曜・祝日等に保育を必要とする児童を対象に実施しています。実施保育所にあらかじめ利用の登録をし、直接利用の予約をします。

○保育所（申込・問合せ先）

名称	電話（FAX）	名称	電話（FAX）
あさひの森保育園	233-7682（233-7764）	乳銀杏保育園	256-4267（256-4304）
田子希望園	786-2040（786-2041）	ビックママランド卸町園	355-4503（355-4504）
諏訪ぱれっと保育園	796-4677（796-4676）	川前ぱれっと保育園	395-8486（395-8487）
六郷ぱれっと保育園	349-9735（349-9736）	（仮称）中田なないろ保育園	399-6307（399-6308）

○認定こども園（申込・問合せ先）

名称	電話（FAX）	名称	電話（FAX）
ハンピの森こども園	242-1178（242-0059）	幼保連携型認定こども園 仙台保育園	223-9024（223-9005）
ミッキー泉中央こども園	771-6625（771-6626）	ミッキー北仙台こども園	219-1232（341-0330）
仙台ちびっこひろばこども園	796-5782（796-5783）	（仮称）ミッキー榴岡公園前こども園	未定

幼稚園及び認定こども園の預かり保育

私立幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分利用（1号認定）の方が対象）では、園児を対象に、保護者の仕事や病気、その他の事情で保育を必要とする場合に、通常の教育時間の前・後や休業日（春夏冬休み等）にお子さんの預かり保育を実施しています。

預かり保育の実施時間や利用料金などは、施設ごとに設定されておりますので、各施設にお問い合わせください。

問合せ先 各施設

幼児教育・保育の無償化

○幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・事業所内保育）等

◆3～5歳児クラスのすべての子どもの利用料が無償化

・無償化の期間は満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間（幼稚園・認定こども園の教育利用のみの場合は満3歳から対象）

・従来制度幼稚園は、月額25,700円まで無償（宮城教育大学附属幼稚園は月額8,700円まで）

・実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費等）は、無償化の対象外

（新制度幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業をご利用の場合、年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降の子どもは、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除。従来制度幼稚園をご利用の場合は、同要件での補助制度あり）

◆0～2歳児クラスでは、住民税非課税世帯等の子どもの利用料が無償化

○幼稚園・認定こども園の預かり保育

- ◆3～5歳児クラスで、施設等利用給付認定（新2号）を受けた子ども及び満3歳で施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯の子どもの利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円まで無償化

※1月あたり11,300円を超える場合は、月額11,300円まで（満3歳児は月額16,300円まで）無償化

○認可外保育施設、一時預かり事業等（※）

- ◆3～5歳児クラスで施設等利用給付認定（新2号）を受けた子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化

- ◆0～2歳児クラスで施設等利用給付認定（新3号）を受けた市町村民税非課税世帯等の子どもの利用料が、月額42,000円まで無償化

・幼稚園（*）、認可保育所、認定こども園等を利用していない方が対象。

*預かり保育の実施時間等が少ない幼稚園（平日の預かり保育提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）の場合は、幼稚園の預かり保育の他、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。

※一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等のほか、一時預かり事業（のびすくを含む）、病児保育事業、仙台すくすくサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）が対象です。（複数サービスの併用も可能）

問合せ先 仙台市幼児教育無償化事務センター 電話214-8978

3 保健・医療

小児慢性特定疾病医療費支給

悪性新生物（がん）、内分泌疾患、血友病など厚生労働省告示により厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満（20歳到達まで延長可）の児童等に保険診療の自己負担分に対する医療費を支給します。（世帯の課税状況等により一部自己負担があります）

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P108](#)

母子健康手帳の交付

妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付します。この手帳は妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、母子の健康管理に役立てるものです。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）、各保健センター [→P108](#)

妊婦一般健康診査

妊娠中の異常の早期発見、早期治療を促進し、妊婦の健康管理の向上を図るため、母子健康手帳交付時に上限額を設定した助成券を交付して、宮城県内の指定医療機関と分娩を取り扱っている助産所で行う妊婦健康診査に対する助成を行います。助成回数は14回です。また、里帰り等のため宮城県外で受診された場合は、県内受診分と合わせて14回分を限度として、健診終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健診、保健指導を行います。母子健康手帳交付時に、受診券を交付しますので、お住まいの近くの登録医療機関で受診してください。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係・健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

遺伝カウンセリング（遺伝相談）

遺伝についての不安や悩みをお持ちの方に対して、専門の医師が相談に応じます。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

母親（両親）教室

希望する妊婦やその配偶者などに対して、妊娠・出産・育児について必要な知識等を伝えるとともに、育児の仲間づくりの場となっています。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

新生児訪問指導

新生児期の母子等を対象に、新生児訪問指導員等が各家庭を訪問し、相談にあたります。お子さんが生まれたすべての家庭が対象となります。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

妊産婦訪問指導

妊産婦を対象に、保健師・助産師が訪問し相談にあたります。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

先天性代謝異常等検査

フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常等を早期に発見し、早期の治療につなげるために、新生児を対象に血液検査を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

新生児聴覚検査

聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的に行われる新生児聴覚検査にかかる費用を助成します。また、里帰り等のために宮城県外の医療機関で新生児聴覚検査を実施した場合は、検査終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

産婦健康診査

産婦のころとからだの健康チェックのため、産後2週間及び1か月の産婦を対象に、計2回産婦健康診査にかかる費用を助成します。また、里帰り等のため宮城県外で受診された場合は宮城県内受診分と合わせて2回を限度として、健診終了後の申請に基づき助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

乳児健康診査

乳児の疾病の早期発見・早期治療のため、生後2か月、4～5か月、8～9か月の乳児を対象に登録医療機関で健康診査を行います。また、必要な乳児に対して精密健康診査も行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

3～4か月児育児教室

保健師による育児相談や赤ちゃんの発育状況の確認などを行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

フッ化物歯面塗布助成事業

生後8か月から1歳6か月に達する日の前までの乳幼児を対象として、登録歯科医療機関でフッ化物歯面塗布を受ける費用を1回分助成します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係・健康増進係）、各総合支所保健福祉課（保健係） →P108

1歳6か月児健康診査

1歳6か月児を対象に心身の発育・発達の健康状態を確認するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防や

育児についての相談・助言などの総合健康診査を実施します。また、必要な幼児に対して精密健康診査も行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P108

2歳6か月児歯科健康診査

むし歯の予防と歯科疾患の早期発見・早期治療のための歯科健診と指導及び育児についての相談を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P108

3歳児健康診査

身体発育及び精神発達・生活習慣の形成などについて3歳7か月児を対象にして、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を実施するとともに、保護者への相談・助言を行います。また、一般健康診査の結果、聴覚障害、精神発達の遅れ等の疑いのある幼児に対しては精密健康診査も行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P108

5歳児のびのび発達相談

5歳のお子さん（年中児）とその保護者で希望する方を対象に、発達等に関する相談を行います。

5歳の誕生日の前月頃に案内をお送りします。相談は予約制で、心理判定員と保健師が相談をお受けします。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係）→P108

予防接種

《定期予防接種》 ※ 表中の接種はすべて無料です。

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
BCG	生後11か月まで 1回 (標準5~7か月)	集 団	保健福祉センター 保健センターなど	毎月定期的に実施	市政だより・HPに翌月の日程を掲載する
四種混合 (*) (ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ)	生後2か月~89か月 1期初回3回(標準3~11か月) 1期追加1回 (標準初回接種終了後12~17月)	個 別	予防接種登録 医療機関	通 年	母子健康手帳交付時等に周知 (接種券:別冊としこみ、 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課、 医療機関窓口)
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	11~12歳(標準11歳) 1回 ジフテリア・破傷風(2期)	個 別	予防接種登録 医療機関	通 年	学校を通じて通知
三種混合 (*) (ジフテリア 百日せき 破傷風)	生後2か月~89か月 1期初回3回(標準3~11か月) 1期追加1回 (標準初回接種終了後12~17月)	個 別	予防接種登録 医療機関	通 年	(接種券: 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課)
不活化ポリオ (*)	生後2か月~89か月 1期初回3回(標準3~11か月) 1期追加1回 (標準初回接種終了後12~17月)	個 別	予防接種登録 医療機関	通 年	(接種券: 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課)
麻疹 風しん	1期1回 12~23か月 2期1回 小学校入学の前年度1年間	個 別	予防接種登録 医療機関	通 年	1期は母子健康手帳交付時等に周知 (接種券:別冊としこみ) 2期は学校を通じて周知

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
日本脳炎	生後6～89か月 1期初回2回（標準3歳） 1期追加1回（標準4歳） 9～13歳未満 2期（標準9歳）1回 ※平成17～21年度までの積極的な接種勧奨の中止によって接種の機会を逃した方に対する特例措置あり	個別	予防接種登録 医療機関	通年	1期初回・1期追加は母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口） 2期は学校を通じて周知
ヒブ (Hib感染症)	生後2か月～59か月 (標準初回接種開始 生後2～6か月) ※接種開始月齢により接種回数異なる	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口）
小児の肺炎 球菌感染症	生後2か月～59か月 (標準初回接種開始 生後2～6か月) ※接種開始月齢により接種回数異なる	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口）
HPV (子宮頸がん 予防)	小学6年～高校1年相当年齢の女子 2回または3回（接種開始年齢により接種回数異なる） (標準 中学1年相当年齢の女子) ※平成9～18年度出生の女子を対象としたキャッチアップ接種あり (令和7年3月31日まで)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	市HP等で周知
水痘	1～2歳 2回 (1回目標準 生後12～14か月) (2回目標準 1回目終了後6～11月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口）
B型肝炎	生後11か月まで 3回 (標準2～8か月)	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口）
ロタウイルス 感染症	【初回接種】 出生6週0日後から 出生14週6日後まで 〔標準 生後2月から 出生14週6日後まで〕 【2回目以降】 ・1価ワクチン 出生6週0日後から 出生24週0日後まで 2回 ・5価ワクチン 出生6週0日後から 出生32週0日後まで 3回	個別	予防接種登録 医療機関	通年	母子健康手帳交付時等に周知 （接種券：別冊としこみ、各区役所家庭健康課・各総合支所保健福祉課、医療機関窓口）

(*)「四種混合」または「三種混合と不活化ポリオ」のどちらかで接種します。

《任意予防接種》

	対象者	実施方法	場所	時期	周知方法
おたふくかぜ	1歳～2歳 1回	個別 自己負担 2,500円	予防接種登録 医療機関	通年	1歳6か月児健康診査案内 時等に周知 (接種券： 各区役所家庭健康課・ 各総合支所保健福祉課、 医療機関窓口)

法律の改正により、予防接種の種類や接種間隔等が変更されることがありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

結核児童療育医療の給付

結核児童で長期入院の必要な児童に対し、適正医療のほか日用品・学習用品を支給します。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係） [→P108](#)

4 ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

ひとり親で（父または母が重度の障害のある方である場合を含む）児童を養育している父または母や父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

対 象 次のいずれかに該当する児童（18歳になった年の年度末までの児童または20歳未満で心身に一定の障害のある児童）を監護している母または父（または養育者）

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が1年以上拘禁されている
- ⑦ 未婚の母が出産した子である
- ⑧ 父または母が保護命令を受けた

ただし次のような場合、手当は支給されません。

- ア 日本国内に住所がないとき
- イ 父子家庭の場合は母と、母子家庭の場合は父と生計が同じとき（父または母が重度障害の場合を除く）
- ウ 父の配偶者または母の配偶者（内縁関係・婚姻可能な異性との同居を含む）に養育されているとき
- エ 里親に委託されているとき
- オ 児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設等を除く）に入所しているとき

手 当 額（令和5年4月分～）

区分	全部支給	一部支給（所得額に応じて10円きざみの額）
児童1人のとき	月額 44,110円	所得に応じて月額44,130円～10,410円
児童2人のとき	月額 54,560円	児童1人の手当月額に所得に応じて10,410円～5,210円を加算
児童3人以上のとき	3人目から1人増すごとに6,250円加算	3人目から1人増すごとに所得に応じて6,240円～3,130円を加算

手当を受けようとする方の所得により、全部支給・一部支給・支給停止のいずれかに該当となります。

また、同居している家族の所得が一定額以上あると、支給停止となります。

手当を受給してから5年後等に働く意欲がない場合は、手当が2分の1に減額される場合があります。

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、
秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

母子・父子家庭医療費助成

母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童、父母のない児童に対し、保険診療の自己負担相当分の一部を助成します。（児童が18歳に達する年度末まで）

受給資格 ①生活保護を受けていないこと

②医療保険各法に規定する給付を受けることができる者であること

③母子家庭の母、父子家庭の父、扶養義務者等の前年または前々年の所得が一定額に満たないこと

④中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けていないこと

助成額 保険診療の自己負担額のうち、1つの医療機関等で1ヶ月に支払った医療費が、入院については2,000円、通院については1,000円を超える額

問合せ先 各区役所保育給付課（子育て給付係）、宮城総合支所保健福祉課（保育給付係）、秋保総合支所保健福祉課（福祉係）→P108

母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭や父子家庭、寡婦などの経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、無利子あるいは低利子で各種資金を貸し付けています。貸付金の種類、対象、貸付限度額は次のとおりです。（資金によっては、内容により貸付限度額が異なることがあります。）

資金種別	貸付対象	貸付限度額		
事業開始	母、父、寡婦	3,140,000円		
事業継続	母、父、寡婦	1,570,000円		
技能習得	母、父、寡婦	月額	68,000円	
就職支度	母、父、児童、寡婦	100,000円		
住 宅	母、父、寡婦	1,500,000円		
転 宅	母、父、寡婦	260,000円		
医療介護	母、父、児童、寡婦	医療	340,000円	
		介護	500,000円	
生 活	母、父、寡婦	月額	105,000円	
		生計中心者でない場合	70,000円	
結 婚	母、父、寡婦	300,000円		
修 学	児童、子	月額	27,000～183,000円	
就学支度	児童、子	小学校	64,300円	
		中学校	81,000円	
		高校、 専修（高等課程）	自宅	※ 150,000円
			自宅外	※ 160,000円
		大学、短大、 高専、専修（専門課程）	自宅	※ 410,000円
			自宅外	※ 420,000円
大学院	※ 380,000円			
修 業	児童、子	月額	68,000円	

※令和5年4月現在

※ 私立の場合は高校等 260,000円、大学等 170,000円、大学院210,000円加算可能。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係）→P108

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を活用して、養成機関に修学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭に対し、入学準備金及び就職準備金を貸し付けます（資格取得後1年以内に宮城県内において就職し、5年間その職に従事した場合は返済免除）。

また、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭を支援するため、住宅の家賃支払に必要となる資金を無利子で貸し付けします（貸付後、1年間就労を継続した場合、返済免除）。

	入学準備金	就職準備金	住宅支援資金
貸付対象	ひとり親家庭の親であり、仙台市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給対象者。		①児童扶養手当を受給していること（同等の所得水準含む） ②母子・父子自立支援プログラム※を策定していること ③就労に向けて意欲的に取り組んでいること
貸付額	養成機関への入学準備金として上限額50万円（入学月から1年以内に申請）。	養成機関を修了しかつ資格を取得した場合、就職準備金として上限20万円（資格取得から1年以内に申請）。	入居している住宅の家賃（管理費・共益費含む）の実費を貸付（1月あたり上限4万円、原則12カ月に限る）
利子	連帯保証人を立てる場合は無利子。連帯保証人を立てない場合は返還の債務の履行猶予中は無利子で、履行猶予期間経過後は年1.0%。		無利子

問合せ先 仙台市社会福祉協議会（福祉団体係） 電話 223-2142 FAX 262-1948

※母子・父子自立支援プログラムの策定は、下記にて行なっております。

仙台市母子家庭相談支援センター →P45

仙台市父子家庭相談支援センター →P45

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金の支給

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父が、教育訓練講座を受講し、修了した場合、経費の一部を支給する制度です。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） →P108

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等の支給

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父が看護師、保育士、理・美容師などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合、養成訓練受講中の生活安定を図るため、修業期間の一定の期間について「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、養成機関の修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の場合も給付対象とする。（令和5年度の特例）

促進給付金 ①非課税世帯 月額100,000円 ②課税世帯 月額70,500円 上限48か月

養成機関での最終年限の12か月は上記①②それぞれの月額に40,000円を加算して支給します。

修了支援給付金 ①非課税世帯 50,000円 ②課税世帯 25,000円

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） →P108

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

20歳未満の児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父又は養育する児童が、高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講した場合、受講開始時と受講修了時、高等学校卒業程度認定試験合格時に講座費用の一部を支給します。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） →P108

母子・父子家庭、寡婦への家庭生活支援員派遣

母子・父子家庭、寡婦に対し、病気、出張、残業、冠婚葬祭、学校行事などで家事や育児に困るとき、家庭生活支援員（主にホームヘルパー3級以上の有資格者）を派遣して保育や日常家事のお手伝いをします。

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） →P108

養育費に関する公正証書等作成促進補助

養育費取り決めのための公正証書等作成費用や家庭裁判所への調停申立て費用等を補助します。

補助額 養育費取り決めに係る費用のうち、公証人手数料、収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得費用(上限5万円)

問合せ先 こども支援給付課 電話214-8180

養育費保証契約保証料補助

養育費の取り決め内容の債務名義（公正証書や調定調書などの公文書）を有しており、児童扶養手当が支給となる所得水準にある方が保証会社と新たに1年以上の養育費保証契約を結んだときに支払った保証料を補助します。

補助額 新たに保証会社と養育費保証契約を結んだときに支払った経費のうち、保証料として利用される方が負担した費用（上限5万円）

問合せ先 こども支援給付課 電話214-8180

5 その他**子育て支援ショートステイ事業**

0歳から小学6年生までの児童の保護者が、入院や育児疲れ等のため児童の養育が一時的に困難になったときに、児童養護施設・乳児院で原則として1回につき7日間までお子さんのお世話をします。（施設の状況により、受け入れできない場合もあります）

実施施設 宮城県済生会乳児院、丘の家乳幼児ホーム、丘の家子どもホーム、ラ・サール・ホーム、仙台天使園、小百合園

問合せ先 各区役所家庭健康課（こども家庭係）、宮城総合支所保健福祉課（こども家庭係） [→P108](#)

育児ヘルプ家庭訪問事業

出産後体調不良等により児童の養育について支援が必要な家庭に、訪問による支援を行います。支援には育児ヘルパーが育児や家事等の援助を行うものと保健師・助産師・保育士等の専門職が育児相談・助言指導を行うものの2種類があります。

育児ヘルパー派遣は有料（減免制度あり）で、事前に利用申請が必要です。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

産後ケア事業

出産後、育児や家事について十分なサポートが無く、心身の不調や育児不安などがある場合等育児支援が必要な母子を対象に、病院や診療所、助産所における宿泊や日帰り、自宅への訪問により、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等を行います。

問合せ先 各区役所家庭健康課（母子保健係）、各総合支所保健福祉課（保健係） [→P108](#)

病児・病後児保育事業

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期には至っていない、または、病気の回復期で集団の保育等が困難であり、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、家庭での保育も困難であるおおむね生後6か月から小学6年生までの児童を対象に、施設で預かります。

実施施設

名称	住所	電話
てらさわ小児科（杉の子ルーム）	〒981-0952 青葉区中山二丁目26-20	303-1519
わくわくモリモリ保育所	〒980-0022 青葉区五橋一丁目6-2 KJビル3階	797-3981

幼保連携型認定こども園仙台保育園病児・病後児保育室「ぱんだ」	〒984-0061 若林区南鍛冶町96-8	395-7201
すすき整形外科・小児科内科	〒982-0012 太白区長町南三丁目35-1	248-1665
こん小児科クリニック (こもれび komorebi保育室)	〒981-3135 泉区八乙女中央二丁目4-25	341-2701

※市の実施施設以外にも病児・病後児保育を実施している民間施設があります。詳細は仙台市ホームページをご参照ください。

仙台すくすくサポート事業

「お子さんを預かってほしい方（利用会員）」と「お子さんを預かることができる方（協力会員）」が相互の信頼関係のもとに行う子育て支援活動です。「ちょっと子どもを預かってほしい」「保育所のお迎えをお願いしたい」ときに、協力会員に報酬を支払って子どもを預けることができる、仙台市が運営する事業です。会員になるためには、入会説明会に参加し、会員登録が必要です。

※ひとり親家庭等の方向けに利用料を一部助成する制度がありますので、問合せ先にご相談ください。

対 象 おおむね生後2か月から小学6年生までのお子さん

利用料金 平日午前7時～午後8時の利用 700円/時間

上記以外の時間帯の利用 800円/時間

問合せ先 仙台すくすくサポート事業事務局 電話 214-5001 FAX 214-8610

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

児童の健全な育成を図るため、就労等により保護者が昼間家庭にいない市内の小学1～6年生の児童を対象に、放課後における適切な遊びや生活の場を提供しています。児童館等で実施しているほか、民間事業者が幼稚園等で行っているところもあります。

開設日 日曜・祝日及び年末年始を除く毎日

利用時間 平日 放課後から18:00まで（延長利用の場合は19:15まで）

土曜日 9:00～17:00（延長利用はありません）

学校長期休業日 8:00～18:00（延長利用の場合は19:15まで）

費用 基本利用分 児童一人あたり 月3,000円（減免制度あり）

延長利用分 児童一人あたり 月1,000円

※ 延長利用は、基本利用とセットでの申し込みが必要となります。

問合せ先 児童クラブ事業推進課 電話 214-8176 FAX 214-8784

のびすく（子育てふれあいプラザ等）における乳幼児一時預かり

買い物やリフレッシュなど預ける理由を問わずご利用できます。

対象年齢 生後6か月から就学前まで（予約制）

利用料金 お子さん1人につき1時間600円（以後30分ごとに300円）

申込方法 申し込みには、事前に会員登録が必要です。詳しくは、各施設にお問い合わせください。→P115

利用時間

名称	利用時間
のびすく仙台	9:30～16:30
のびすく宮城野	9:00～17:30（土曜日は16:30まで）
のびすく若林	9:00～16:30
のびすく長町南	9:30～16:30
のびすく泉中央	9:30～16:30

幼児交通安全教室

幼児に基本的な交通ルール等を理解、習得させるとともに、保護者等が果たすべき役割の自覚を促すため、幼稚園、こども園、保育所（園）、児童館の幼児、児童及び保護者を対象に、「出前式」の交通安全教室を行っています。教室時間・内容等は事前打ち合わせの上で実施します。

問合せ先 （公財）仙台ひと・まち交流財団 交通安全指導課 電話 268-5429 FAX 225-2791

紙おむつ使用者の家庭ごみ処理手数料の減免

申請により出生後満1歳に達するまでに1回、家庭ごみ指定袋（中サイズ）50枚を、申請者の自宅に届けます。

対 象 満1歳までの乳児（施設入所児を除く）を養育している方

手 続 母子健康手帳別冊（妊産婦編）に添付の申請書に必要事項を記入して提出してください。（申請書に記載の二次元コードから、みやぎ電子申請サービスをご利用いただけます。）

申請時期 随時（出生後～満1歳に達する日まで）

問合せ先 家庭ごみ減量課 電話 214-8226 FAX 214-8277

第3子以降小学校入学祝金

第3子以降の児童が小学校に入学する、5月1日時点で市内居住の保護者等からの申請により、祝金を支給しています。（結婚しているお子様等は、児童の算定に含めません。）

支 給 額 30,000円

問合せ先 こども支援給付課 電話 214-8202 FAX 214-8610

ひとり親・子育て世帯・多子世帯の市営住宅への優先入居

市営住宅の募集にあたり、年4回の定期募集において、ひとり親・子育て世帯・多子世帯への抽選優遇措置を図るとともに、定期募集とは別に、ひとり親・子育て世帯・多子世帯を対象とした特別枠募集を実施します。

問合せ先 （公財）仙台市建設公社募集課 電話 214-3604 FAX 214-8592